

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		予 算 額
歳 入	平成30年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	86,000
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,118,651

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業	
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他		
社 会 福 祉	社会福祉費	232,635	167,137			17,888	47,610	自立支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業、地域生活支援事業
	老人福祉費	12,624		1,430		946	10,248	老人保護措置事業、外出支援事業
	児童福祉費	569,741	360,522		17,982	43,774	147,463	障害児支援事業、児童手当支給事業、病児保育事業
	小 計	815,000	527,659	0	19,412	62,608	205,321	
社 会 保 険	介護保険事業	181,344	1,461			13,932	165,951	介護保険事業特別会計繰出金
	国民健康保険事業	117,207	53,434			9,030	54,743	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	298,551	54,895	0	0	22,962	220,694	
保 健 衛 生	保健衛生費	5,100	507		989	430	3,174	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業
	小 計	5,100	507	0	989	430	3,174	
合 計		1,118,651	583,061	0	20,401	86,000	429,189	

※一般職人件費・一般事務費は除く。